

国総観事第152-2号
平成20年7月23日

各地方運輸局企画観光部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局観光事業課長

旅行業法及び国際観光ホテル整備法の特例における添付書類等について

標記について、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」の規定に基づき、旅行業法（昭和27年法律第239号）、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）、旅行業法施行要領（平成17年国総旅振第386号）及び国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）との整合性を図りつつ、旅行業法及び国際観光ホテル整備法の特例を受けるための添付書類等を定めたので、関係地方公共団体及び宿泊4団体（社団法人日本ホテル協会、社団法人国際観光旅館連盟、社団法人日本観光旅館連盟、社団法人全日本シティホテル連盟）非加盟の登録ホテル・旅館業者に対し周知徹底方取り計らい願いたい。

記

1. 観光圏内限定旅行業者代理業の特例のための添付書類

① 申請書（別添）

旅行業法施行規則第1号様式（1）による申請書を提出する。「氏名」以下、「代表者の氏名」「住所」「商号」「主たる営業所の名称」「主たる営業所の所在地」「代理する旅行業者（旅行業者代理業者の場合）」を記載する。

同じ観光圏内に、営業所（宿泊施設のこと）が複数ある場合は、旅行業法施行規則第1号様式（2）を記載する。

② 定款又は寄付行為（法人の場合）

③ 旅館業の許可証の写し

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当しない旨の宣誓書（別添）

⑤ 登記事項証明書（個人の場合は住民票）

⑥ 役員の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（別添）

⑦ 旅行業務に係る事業の計画（別添）

⑧ 旅行業務に係る組織の概要

⑨ 旅行業務取扱管理者（観光圏内限定旅行業務取扱管理者）に選任する者の一覧（別添）

- ⑩ 選任された（選任予定を含む。以下同様。）観光圏内限定旅行業務取扱管理者の研修の修了証明書又は受講宣誓書（別添）
 - ⑪ 選任された観光圏内限定旅行業務取扱管理者又は旅行業務取扱管理者の履歴書（別添）
 - ⑫ 選任された観光圏内限定旅行業務取扱管理者又は旅行業務取扱管理者の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（別添）
 - ⑬ 観光圏内限定旅行者代理業業務委託契約書の写し
- 「添付書類一覧」（別紙）の整理に基づき、必要な書類を提出することとする。

2. 所属旅行者の届出に必要な書類

観光圏内限定旅行者代理業者が新たに認定登録された場合、その代理する旅行者（所属旅行者）は、旅行者代理業者の新設に係る登録事項変更を行わなければならない。

所属旅行者の登録事項変更に必要な書類は以下の通りである。

- ① 登録事項変更届出書
旅行業法施行規則第4号様式による。「新」の欄中に新たに認定登録された観光圏内限定旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地を記入する。
- ② 変更届出添付書類（3）
旅行業法施行規則第5号様式による。ただし観光圏内旅行者代理業者について、既存の旅行者代理業者とは別に記入する。
- ③ 観光圏内限定旅行者代理業業務委託契約書の写し
「添付書類一覧」（別紙）を参考に、これらの書類を取りまとめ、それぞれの旅行者等の登録行政庁に届け出ること。

3. 国際観光ホテル整備法の特例を受ける者

国際観光ホテル整備法の特例を受ける者は、観光圏整備実施計画の認定申請の際、宿泊約款の新旧対照表を添付するものとする。

以上

観光圏内限定旅行業者代理業に求められる添付書類（別紙）

番号	添付書類	法人	個人	注意点	別添	記入例
①	申請書	○	○	旅行業法施行規則第1号様式（1）による。営業所が複数ある場合は、旅行業法施行規則第1号様式（2）もあわせて作成。	○	○
②	定款又は寄付行為	○				
③	旅館業の許可証の写し	○	○			
④	風営法に該当しない旨の宣誓書	○	○	宣誓書の氏名は自筆で記入し、括弧内は宿泊施設名（旅館名）を記入。	○	
⑤	登記事項証明書	○				
⑤	住民票		○	外国人にあつては「外国人登録済証明書」とする。		
⑥	役員の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書の氏名は自筆で記入。 ・ 「役員」とは、概ね次に掲げる者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> イ）株式会社 取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び監査役 ロ）合名会社、合資会社及び合同会社 定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員。 ハ）財団法人及び社団法人 理事及び監事 ニ）特殊法人等 総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者。 	○	
⑦	旅行業務に係る事業の計画	○	○	旅行業法施行要領第1号様式の（1）、（2）による。	○	○
⑧	旅行業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、旅行業務取扱管理者（観光圏内限定旅行業務取扱管理者）を明示すること。		
⑨	旅行業務取扱管理者（観光圏内限定旅行業務取扱管理者）に選任する者の一覧表	○	○	選任予定者を含む。	○	
⑩	選任された（選任予定を含む。以下同様。）観光圏内限定旅行業務取扱管理者の研修の修了証明書または受講宣誓書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書は法人にあつてはその名称で作成する。 ・ 旅行業務取扱管理者の場合は、旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱主任者認定証の写し 	○	
⑪	選任された観光圏内限定旅行業務取扱管理者又は旅行業務取扱管理者の履歴書	○	○	氏名は自筆で記入。	○	
⑫	選任された観光圏内限定旅行業務取扱管理者又は旅行業務取扱管理者の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	宣誓書の氏名は自筆で記入。	○	
⑬	観光圏内限定旅行業者代理業業務委託契約書の写し	○	○	委託契約書には委託された業務が観光圏内限定の旅行に限る旨明記する。		

（参考）所属旅行業者の届出に求められる書類

番号	添付書類	法人	個人	注意点	別添	記入例
①	登録事項変更届出書	○	○	旅行業法施行規則第4号様式による。	○	
②	変更届出添付書類（3）	○	○	旅行業法施行規則第5号様式による。	○	
③	観光圏内限定旅行業者代理業業務委託契約書の写し	○	○	委託契約書には委託した業務が観光圏内限定の商品に限る旨明記する。		

新規登録
更新登録 申請書(1)
変更登録

受付印	経由印	収入印紙または証紙ちょう付個所
(消印しないこと。)		
国土交通大臣 知事	登録旅行業 旅行業者代理業	第 号
業務の範囲 (旅行業の場合)	第一種旅行業務	第二種旅行業務 第三種旅行業務

ふりがな			
氏名 (法人にあっては、その名称)			
ふりがな			
代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな			
住所 (法人にあっては、その所在地)			
ふりがな			
商号			
ふりがな		ふりがな	
主たる営業所の名称		主たる営業所の所在地	
代理する旅行業者(旅行業者代理業者の場合)			
氏名又は名称		住所	

年 月 日

国土交通 大臣
知 事

第三条 新規登録
旅行業法 第六条の三第一項 の規定による 更新登録 の申請をします。
第六条の四第一項 変更登録
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者の氏名または名称

- 注1. 登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は証紙のちょう付は、手数料を納めなければならない登録の申請の場合に限る。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規登録
更新登録 申請書 (2)
(その他の営業所)

営業所の名称	所在地

新規登録
更新登録 申請書(1)
変更登録

受付印	経由印	収入印紙または証紙ちょう付個所 (消印しないこと。)
国土交通大臣 知事	登録旅行業 旅行者代理業	第 号
業務の範囲 (旅行業の場合)	第一種旅行業務 第二種旅行業務 第三種旅行業務	会社登記事項証明書の名 称。個人の場合は住民票 に記載の名。

ふりがな 氏名 (法人にあっては、そ の名称)	かぶしきがいしゃ りょかん 株式会社 旅館	会社登記事項証明書の代 表者名。
ふりがな 代表者の氏名 (法人の場合)	かんこう たろう 観光 太郎	会社登記事項証明書の本 社所在地。
ふりがな 住所 (法人にあっては、そ の所在地)	とうきょうと ちよたく かすみがせき 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3	通称があれば、括 弧ガキで追加。
ふりがな 商号	かぶしきがいしゃ りょかん 株式会社 旅館 (旅の宿 旅館)	(たびのやど りょかん)
ふりがな 主たる営業所の名称	ほんしゃえいぎょうしょ 本社営業所	ふりがな とうきょうとちよたくかすみがせき 主たる営業所の所在地 東京都千代田区 霞が関 2 - 1 - 3
代理する旅行者(旅行者代理業者の場合)		
氏名又は名称	株式会社 旅行社	住所 東京都千代田区霞が関 - -

年 月 日

国土交通 大臣
知 事

第三条 新規登録
旅行業法 第六条の三第一項 の規定による 更新登録 の申請をします。
第六条の四第一項 変更登録

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者の氏名または名称

注1. 登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は証紙のちょう付は、手数料を納めなければならぬ登録の申請の場合に限る。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

宣 誓 書

平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

住 所

氏 名

生年月日

わたくしの経営している旅館業（ ）は、風俗営業等の
規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二
条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に
該当しないことを宣誓いたします。

宣 誓 書

平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

わたくしは次の事項に該当していないことを宣誓いたします。

1. 旅行業法第19条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していない者を含む。）
2. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
3. 申請前5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者
4. 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの
5. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

旅行業務に係る事業の計画（1）

1. 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称： _____

住 所： 〒 _____

TEL: _____ FAX.: _____

2. 会社（または事業）の沿革

3. 主たる株主（株式会社のみ）

株 主 名	株 数	構成比	会 社 と の 関 係
1.	株	%	
2.	株	%	
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小 計	株	%	_____
発行済株式総数	株	%	_____

旅行業務に係る事業の計画（2）

4. 兼業の有無

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____
- ⑤ _____

5. 従業員数等

常勤役員数 _____人

内 旅行部門担当役員数 _____人

内 旅行業務取扱管理者有資格者 総合旅行業務 _____人
国内旅行業務 _____人

全従業員数（役員は除く） _____人

内 旅行部門担当従業員 _____人

内 旅行業務取扱管理者有資格者 総合旅行業務 _____人
国内旅行業務 _____人

6. 旅行業務の概要

旅行業務に係る事業の計画（1）

1. 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称： 株式会社 旅館

住 所： 〒 100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3

TEL: 03-0000-0000 FAX.: 03-0000-0000

2. 会社（または事業）の沿革

昭和 年 月 日 創業、資本金 円、本社は 置く。

昭和 年 月 日 旅館業第 号登録を取得。

昭和 年 月 日 国際観光ホテル第 号登録を取得。

平成 年 月 日 大規模改修により、20室を増室。

現在資本金 円、従業員 人、代表者 観光太郎。

3. 主たる株主（株式会社のみ）

株 主 名	株 数	構 成 比	会 社 と の 関 係
1. 観光 太郎	株	%	代表取締役
2. 観光 花子	株	%	監査役
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小 計	株	%	_____
発行済株式総数	株	100 %	_____

宣 誓 書

平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

住 所

氏名又は名称

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条による観光圏整備実施計画の認定を受けた際は、観光圏内限定旅行業者代理業を実施する以前に、下記選任予定者が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則第八条に定められた、観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修を遅滞なく受講することを宣誓いたします。

記

住 所

氏 名
(受講予定者)

生 年 月 日

第四号様式（第五条関係）

登録事項変更届出書

受付印	経由印	国土交通大臣 登録 知事	旅行業 旅行業者代理業	第 号
-----	-----	--------------------	----------------	--------

変更事項（新旧の対象を明示すること。）

新	旧

年 月 日

国土交通大臣 殿
知事

旅行業法第6条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

届出人の氏名又は名称

変 更 届 出 添 付 書 類 (3)

旅行業者代理業者 の氏名又は名称及 び住所	営業所の名称	所 在 地

注 変更に係る事項が旅行業務を取り扱わせる旅行業者代理業者に係るものである場合に記載し、添付すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)